

2003年

PL保険制度に関する提言

1、PL法の目的にあるように、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に被害が生じた場合、製造者等は損害を、賠償して、被害者の保護を図らなければならない。そして、そのことを通じて、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することが求められているのである。

2、PL法が施行されて8年目を迎えた今日、私たちは、製造物の欠陥により被害を受けた者すべてが公正かつ迅速に救済される必要のあることを改めて強調し、関係各位がそのために力を尽くされるよう心から期待するものである。

3、今回、私たちは、被害を与えた製造業者等が倒産した場合の事例について検討した。責任を負うべき製造業者等が倒産した場合、現状では被害者の救済は極めて困難な状況に置かれることになるが、これは消費者にとって大きな問題である。特に近年の厳しい経済環境の中で、企業倒産は高い水準で推移しており、今後も同じような事例が起こることは想像に難くない。

この問題については、引き続き検討が必要であるが、私たちはさし当たってPL保険制度を被害者の救済に活かすことが必要であると考えます。PL保険は被害者に賠償することによって生ずべき損害を補填するものであるから、被害者の直接請求権を認めるなど、その趣旨を生かした制度に改善すべきである。

関係各位が速やかに検討し、対処されることを強く要望するものである。

2003年7月1日

全国消費者団体連絡会PLオンブズ会議